

放置自転車の撤去を実施しました

～藤崎町 水沼地下道～

令和6年5月1日（水）、国道7号の藤崎町水沼地区にある水沼地下道内に放置されている所有者不明の自転車1台を通行の妨げとなるため撤去を行いました。

撤去後6か月間は当出張所にて保管しますが、それを過ぎた場合は廃棄処分となります。

心当たりのある方は下記問い合わせ先にご連絡ください。



放置自転車は歩行者や緊急車両の通行の妨げとなる恐れがあります。特に車椅子使用者や目の不自由な方にとっては危険な障害物となります。自転車を利用する一人一人がルールとマナーを守り、放置自転車をなくしていきましょう。

◆◆◆お問い合わせ◆◆◆

国土交通省 東北地方整備局
青森河川国道事務所 弘前国道維持出張所
〒036-8097 弘前市城東中央5丁目6-10
☎ 0172-28-1315/FAX 0172-26-2904